

# 渋川市工場設置奨励条例

平成 18 年 2 月 20 日

条例第 174 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の産業の振興を図るため、工場の新設を奨励し、もって市勢の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で「工場」とは、物品の製造又は加工の作業を行う場所をいう。

(奨励措置)

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、工場を新設するものに対し、当該工場に必要な土地のあっせんその他の奨励措置を行うことができる。ただし、渋川市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例(平成 18 年渋川市条例第 61 号)の適用を受ける企業は、除くものとする。

(指定及び指定の基準)

第 4 条 前条による奨励措置を受ける工場については、必要に応じ、渋川市総合開発審議会の意見を聴き、適当と認められるものを市長が指定する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の渋川市工場設置奨励条例(昭和 31 年渋川市条例第 8 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。